

貨物利用運送事業法（外国人国際第一種貨物利用運送事業（国際航空・外航海運））

1. 案内情報

手続名：・外国人国際第一種貨物利用運送事業の変更登録又は変更の届出

手続根拠：・貨物利用運送事業法第39条第1項、第3項
・貨物利用運送事業法施行規則第33条、第34条、第35条

手続対象者：【変更登録申請】

・外国人国際第一種貨物利用運送事業の登録を受けた者で貨物利用運送事業法第36条第1項に規定する事項（利用運送の区域又は区間、業務の範囲）を変更しようとする者

【登録事項変更届出】

・外国人国際第一種貨物利用運送事業の登録を受けた者で貨物利用運送事業法第36条第1項に規定する事項（登録を受けた者の氏名・名称・住所、代表者の氏名、主たる事務所・その他営業所の名称・所在地、商号）の変更があった者
・貨物利用運送事業法第39条第1項ただし書きの軽微な変更（役員の名称の変更）があった者

提出時期：【変更登録申請】

・貨物利用運送事業法第36条第1項に規定する事項（利用運送の区域又は区間、業務の範囲）を変更しようとするとき。

【登録事項変更届出】

・貨物利用運送事業法第36条第1項に規定する事項（登録を受けた者の氏名・所在地、代表者の氏名、主たる事務所・その他営業所の名称・所在地、商号）について変更があったときから30日以内。
・貨物利用運送事業法第39条第1項ただし書きの軽微な変更（役員の名称の変更）をしたときから30日以内。

提出方法：・登録申請書又は変更登録届出書を作成し、総合政策局複合貨物流通課へ提出して下さい。

手数料：・なし

添付書類・部数：・添付書類については貨物利用運送事業法第36条第1項、第2項及び貨物利用運送事業法施行規則第33条、第35条をご参照ください。
・提出部数については相談窓口へお問い合わせ下さい。

申請書様式：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

記載要領・記載例：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

相談窓口：・別添「貨物利用運送事業・相談窓口一覧」をご参照ください。

受付時間：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

申請書提出先：・別添「提出先一覧」をご参照ください。

連絡先：・別添「連絡先一覧」をご参照ください。

3. 手続情報（変更登録のみ）

審査基準：・貨物利用運送事業法第38条第1項

標準処理期間：・1ヶ月～2ヶ月（他の地方運輸局等を経由して申請される事案又は他の地方運輸局等へ照会を要するものにあつては、1ヶ月を追加する。）

不服申立方法：・行政不服審査法の規定による。